コースコード YOC084 日帰り・札幌発着

赤平春らんまんフェスタ 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設・

エルム高原温泉ゆっ



赤平春らんまんフェスタイメージ

エルム高原温泉レストラン「エルム」にて とんかつ定食をご堪能!

- ■出発日/2025年4月27日(日)
- ■旅行代金/11,900円(おとなお1人様・子ども同額)

(※インターネットからの予約で500円引き)

- ■最少催行人員/16名 ■食事/昼食1回
- ■添乗員/同行
- ■バスガイド/なし
- ■利用バス会社/北海道中央バスグループ又は ドリーム観光バス又は高田モータース

おすすめポイント!

- **◆赤平春らんまんフェスタにご参加!蘭の買い物も可能です。**
- ◆エルム高原温泉ゆったりにて昼食を堪能・温泉入浴します!
- ◆赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設にて説明付きで見学します!
- **♪砂川ハイウエイオアシスにて買物します!**







集合/中央バス札幌ターミナル1階待合室(出発の15分前集合)

(7:55集合) 中央バス札幌ターミナル < 8:10出発 > ============= < 高速道路経由 >

赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設(見学) <約90分> ==========

◆赤平春平らんまんフェスタ・日高屋製菓(見学・買物)<約70分> エルム高原温泉ゆったり(昼食・温泉入浴) <約140分>

砂川ハイウエイオアシス (休憩・買物) <約30分> =======

★入浴のため、タオル・着替えなどご持参ください。ボディソープ・シャンプーは浴室に備え付けがございます。

※青字は下車観光地、<mark>赤字</mark>は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。



LINE公式アカウントを開設! 友達登録していち早く旅の情報をゲットしよう!



食事

朝×

昼〇

タx

<ご参加される皆様へお知らせ>

- ■当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりま せん。集合時間・集合場所のお間違えないようにご確認をお願い致します。(出発時間になりましたらツア ーは出発させて頂きます。)
- ■バス座席割りは、当社で決めさせて頂きます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます
- ■バス車内は終日禁煙とさせて頂きます。
- ■緊急連絡先:080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- ■このパンフレットが最終行程表となります。

集合場所のご案内



中央バス札幌ターミナル

- ·札幌市中央区大通東1丁目3番地
- JR札幌駅より徒歩約10分
- ・地下鉄バスセンター前駅2番出口より徒歩約2分
- ・地下鉄大通駅31番出口より徒歩約3分
- ・さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分 ※大通バスセンターではございませんので お間違えないようにお越し下さい。

等車込みいを定信ぐ前に、この旅行条件書とコースの受済方を必ずお読みください。詳しい旅行条件名は明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、 お車込み下さい。この書面は旅行業注第12条の4に定める取引条件書面以び旅行契約が終語されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス隊(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は 以下によるはか、別途お渡じする旅行条件を住文、出発前にお渡しす る最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の

部によります。 ●旅行のお申込み及び契約の成立時期

▼耐1の6中込のない交換が必要が必要なであり、 (i)所定の申込金を添えてお申込 み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かせて頂き ます。 (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、

ます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の遺信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の盲を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。
(3)所行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
(4)申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6.000円
10万円未満 12.000円
10万円未満 20.000円
15万円決議 30.000円
15万円以上 旅行代金の20%

●団体グループ交換について
(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者が、の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
(2)契約責任者が有しているとみなします。
(3)当社は契約責任者が有しているとみなします。
(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される優勢または義務については何う責任を負うものではありません。
(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後、統行開始後、または将来負もことが予測される優勢または義務については何う責任を負うものではありません。

か予測されら強勢がたは装飾しかい(は何り質性を負力ものではありません。 は、当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行前始後 においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者と みなします。 ・旅行代金のお支払い 施行代金のお支払い 施行代金は旅行出発の前日からさかのほって13日日にあたる日より前 (お申込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)お支払い下さい。 また、お客様が当社提携のカート会社のカート会員である場合、お客 様の署名なてして旅行代金、原源料、追加諸最用などお支払いいただ くことがあります。この場合のカード利用日はお客様の申し出がない 限り、お客様の承指と放します。 ・総行代金の連用 (1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方は おとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満はこ ども料金となります。

ども料金となります。 (2)旅行代金は、各コースこどに表示してございます。出発日とご利用 人数でご確認下さい。

●旅行内容の変更
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿
治機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計
画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が
生した場合において、旅行の安全かつ円済を実施を図るためにやむ
を得ないときは、お密様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関
うし得ないものである連由公当該事由との因果関係を対して 第合のよりに対して、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、
緊急の場合においてや消役ないときは変更後に説明致します。
・一般行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払らわなければならない費用を含みますが増加したときはサービスの提供行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の废席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額
だ旅行代金を変更します。

▼(水戸町では) (1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料(お1人様)
旅行開始日 の前日から 起算してさ かのぼって	1)21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
	2)20日目(日帰り旅行にあたって は10日目)にあたる日以降の解除 (3~6を除く)	旅行代金の20%
	3)7日目に当たる日以降の解除 (4~6を除く)	旅行代金の30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5)旅行当日の解除	旅行代金の50%
	6)旅行開始後の解除または 無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する歌瀬料になります。 ※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も上記取消料金をお支払い頂きます。 ※お客様の都合による出発日の変更、運送、宿泊機関等行程上の一部変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除す

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なして、旅行契約を解除することができます。
(契約内容の重要な変更が行われたとき
②前項に基づき指行金が増額の定されたとき
②前項に基づき指行金が増額の定されたとき
《当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき。または、その恐れを極めて大きいとき
《当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
《当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
《当社は成行契約の解除及び催行中止
(1)お客様が当社所経の専用までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解り着としているります。このときは、取消料に相当する額の連始ををお支払い頂きます。
(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
(1)お客様が当社のあらかしめ明示した性別、年齢・資格・技能その他参加条件を満たしてないことが明らかになったとき
とか高移動であると歌のよれたと、または団体行動の円滑な実施を妨けるお子れかるると認められたとき
もお客様の人が契約書面に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
もお客様の人が契約書面に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
もお客様の人が契約書面に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
もお客様の人が契約書面に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
もお客様の人が契約書面に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
もお客様の人が契約書面に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
もお客様の人が契約書面に変した最少権行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から

この場合は旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目 に当たる日より前)に旅行中止の通知

に当たる日本シ別に無けて近り地別 電力は一を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があ らかしめ明示した旅行条件が成就し ないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき で天災事変、暴動、運送・宿池側の運賃・料金等のサービス提供の 中止、官公庁の命令、その他当社が 関与し得ない事中が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日 程に従った旅行の安全かつ円滑々実施が不可能となったとき、または その恐れが極めて大きいとき

様に使った所での変素がノウボタスを加かべ可能となったとき、または ◆旅行代金に含まれるもの 旅行日程に向下して憲道機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミ ークラス)、宿治費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用は お客様の都らはより一部利用されなくても原則として私戻取しません。 (コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含みません) ●添乗員等

指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項 (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠

の音様に残らとすべたとこと。から様がなられた残らにしていて信頼します。 (2)手奇物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわら 寸損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があ ったときに限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過 失がある場合は除きます)として賠償致します。

●特別補償 当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有 当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の長 無にかからす、募集型企画所行きが、別域特別補償規定に基づ き、お客様が募集型企画所行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故 により、その身体、生命または手荷物に被った一定の被害につい て、以下の金額の範囲で補償金またはお見類金を支払います。 ・死亡保証金1,500万円 入院見舞金2~20万円 ・現行会規書補償金がある場合である。 ・現行会視書補償金が終しるにつき~15万円(ただし補償対象品 1個当たり10万円を限度とします) ・国内能行保険への加えについて

●国内派行保険への加入について ・国内派行保険への加入について ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかる ことがあります。これらを担保するために、お客様ご自身で十分な 額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険に ついては、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。

○いては、お甲込みばらの販売員にお問合せ下さい。 ●事故等のお申し出について 旅行中に事故などが生じた場合は連ちに同行の添乗員、現地係員、 運送・宿泊機関等旅声サービス提供会社、または、お申込み店にご 通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情が なくなり次第ご通知下さい) ・個人情報の取扱について 当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載さ れた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させてい ただくほか、お実体が本即込みされた施行でおいては実施・家会機

ただくほか、お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機 関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のため の手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。この他当社

及び販売店では ①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン の案内

②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い

⑥統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあり

●旅行条件・旅行代金の基準 旅行条件は 2025 年 2 月 1 日を基準としています また旅行代金については 2025 年 2 月 1 日現在有効 な運賃・規則を基準として買出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 JATIATE会員 北海道中央バス(株)

シィービーツアーズカシパニー

TEL.0111-221-11122

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2F 営業時間 /平日9:00≈12:00・13:00≈17:30 (土曜 • 日曜 • 祝日定休)

総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

予約センターTEL.011 221=0912

FAXお申し込み 24時間受付中 FAX.011=221=0117 ネット予約・決済 が出来ます。 下記のQRコード からお進み下さい。









₩ 友だち追加





